



名古屋市議員 中田ちづこ



市政・調査活動報告書

【発行年】平成20年

第20号



<http://www.nakata-chiduko.com>

・発行所 自民党名古屋市議員団
・住所 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
(名古屋市役所内)
・電話(代) 052-961-1111

・連絡先 中田ちづこ事務所
・住所 名古屋市中区大須二丁目13番26号
・電話 052-202-0330
・FAX 052-201-2500

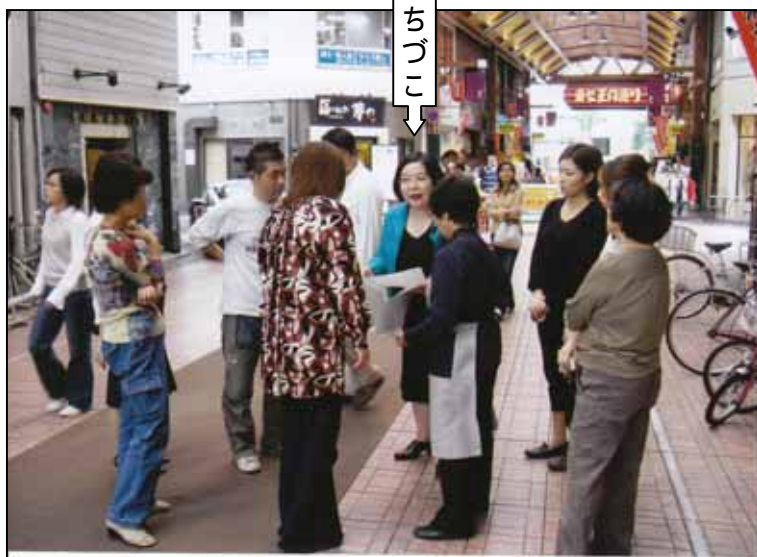
「平成20年8月末豪雨」の、中区内被害地域の雨水排水強化を、中田ちづこが名古屋市と交渉し、工事が決定しました！！

「平成20年8月末豪雨」により被災された方々へ、お見舞いを申し上げます。

現在の中区の雨水の排水能力は、1時間あたり約50mmほどですが、「平成20年8月末豪雨」では1時間あたり中区で約94mmありました。さらに今後、温暖化などで毎年集中豪雨が発生していく可能性も否定はできません。今回、中区内でも床上・床下浸水被害が発生しました。私自身も、当日豪雨の中、浸水被害の地域を回りました。その結果、中区役所が把握していた被害件数が、中田ちづこが調査した実際の被害件数よりかなり少なかった為、名古屋市側に指摘をし、被害状況の再調査を行わせました。さらに、被害のありました栄地区東陽町通りと、大須地区及び正木と橘の一部地区について、中田ちづこが名古屋市側と交渉し雨水排水強化の為、工事を行うことが決定しました。

今後も中田ちづこは、皆様が安全・安心に生活ができる街づくりをめざしますので、皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

名古屋市議員 中田ちづこ



中田ちづこ

「平成20年8月末豪雨」の浸水現場にて被害に遭われた地元大須の方々と、名古屋下水道局及び、中土木と打ち合わせ。浸水自体は10cmほどでしたが、名古屋市が設置した下水管などに構造的に問題があり、さらに排水の許容量を越える豪雨だった為、下水升などから大量に逆流をしていました。



中田ちづこ

「平成20年8月末豪雨」の打ち合わせ。写真後方左側のテナントでは、半地下室に設置してあるトイレから大量の逆流があり、60cmもの浸水をしていました。

事項		内容	取扱い窓口
市税の減免	個人 市民税	平成19年中の合計所得金額が1,000万円以下の方を対象として、床上浸水などにより、住宅又は家財について損害を受けた方は、普通徴収の方は平成20年度第2期分から第4期分、特別徴収の方は平成20年10月から翌年5月までの月割額について、その損害の程度に応じて1割2分5厘～10割を減免	区役所 (税務課・市民税課)・支所
	固定 資産税	床上浸水などにより、家屋などの固定資産について損害を受けた方は、平成20年度第3期分及び第4期分についてその損害の程度に応じて4割～10割を減免	区役所 (税務課・固定資産税課)・支所
中小企業関係融資「商工業振興資金」 (災害復旧資金)		名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度 対 象 者：市内で事業を営んでいる被災中小企業者 限 度 額：5,000万円 資金使途：災害復旧に必要な設備資金・運転資金 融資期間：設備資金7年以内、運転資金5年以内 融資利率：当初3年間 年1.6%、以降 年1.7%	中小企業振興センター 735-2100
災害見舞金の贈呈		居住する住家に床上浸水以上の被害にあわれた方に贈呈 (単身世帯)(2人以上世帯) ・全壊 70,000円 90,000円 ・半壊 50,000円 70,000円 ・床上浸水 30,000円 50,000円	区役所 (総務課)
消毒薬剤の配布		・床上浸水 クレゾール石けん液500mlを配布 ・床下浸水 クレゾール石けん液100mlを希望する世帯に配布	区保健所 (生活環境課)

支援のお問い合わせは、名古屋市役所または各区役所、及び関係部署へお願いいたします。

災害援護資金について

1 実施主体

市(名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例)(貸付原資負担 国2/3 都道府県・指定都市1/3)

○根拠法律 「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48法82)

2 対象災害

愛知県下において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害

3 貸付対象者

世帯における前年の所得金額が下記未満で世帯主がおおむね 1月以上の負傷を受けた世帯又は住居、家財に一定程度の損傷を受けた世帯

世帯人数	前年度の所得金額	備 考
1人	220万円未満	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円
2人	430万円未満	
3人	620万円未満	
4人	730万円未満	
5人以上	730万円にその世帯に属するもののうち4人を除いて1人につき30万円を加算した額未満	

4 貸付限度

被害の種類及び程度		世帯主の負傷あり	世帯主の負傷なし
1	家財の被害がない場合又は家財の被害金額が価額のおおむね1/3未満である場合	万円	万円
		150	—
2	家財の被害金額が価格のおおむね1/3以上である場合	250	150
3	住居が半壊した場合	270(350)	170(250)
4	住居が全壊した場合	350	250(350)
5	住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350	350

注1 1～5の重複は有利な事由の1つによる。

注2 市長が認めたときは()内の金額とする。

5 貸付条件

- ア 償還期間 10年以内(措置期間含む)
 イ 措置期間 3年(生活保護世帯、市民税非課税世帯等特別の場合は5年)
 ウ 利率(年利) 無利子
 エ 保証人 連帯保証人1名
 オ 償還方法 年賦または半年賦

6 申込窓口

申込は、区民福祉部民生子ども課に行く。